

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第84号	
事故等名	貨物船第十興洋丸漁船栄丸漁具衝突	
発生年月日時刻	平成20年8月4日18時45分ごろ	
発生場所	岡山県倉敷市久須鼻灯標沖	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月27日 広島・地方事故調査官が船舶所有者に損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	A 貨物船 第十興洋丸 193トン 135320 興洋海運株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 漁船 栄丸 10トン 不詳 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 免状不詳 B 船長 免状不詳 C	
負傷者	A 負傷者なし B 負傷者なし	
損傷	A なし B 漁網損傷	
事故等の経過	A船が愛媛県四国中央市伊予三島港を出港し、岡山県日比港に向け航行中、平成20年8月4日18時45分ごろ、岡山県倉敷市久須鼻沖で操業中のB船の漁網に衝突した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船船橋当直者が見張りを十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が操業中のB船に気付かないままB船の漁具に向けて航行したため、A船がB船の漁網に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	